

厚生労働省 佐賀労働局発表  
令和2年5月28日(木)

担	佐賀労働局総務部 労働保険徴収室
	室長 城野 弘志
	室長補佐 山下 晶澄
当	TEL 32-7168 FAX 32-7151
	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/</a>

## 今年度も、6月1日(月)から 「労働保険の年度更新」が始まります。

～事業主の皆様、労働保険の更新をお忘れなく～

- ◎ 令和元年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と令和2年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きを行います。
- ◎ 本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ申告・納付期限が延長され、8月31日(月)期限となります。

### <申告・納付手続きの方法>

次の3つの方法がありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「**電子申請**」又は「**郵送**」をお願いします

- ①金融機関・郵便局に申告書とともに保険料を納付する。
- ②佐賀労働局や最寄りの労働基準監督署に、申告書を郵送する。
- ③**電子申請**を行う。(24時間いつでも利用できます。)

### <労働保険の納付猶予の特例>

※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方におかれては、申請により認められた場合、1年間、特例として労働保険料等の納付を猶予することができます。

### <参考>

- ①労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の2つの制度を総称したものです。
  - ・「労災保険」は、労働者が仕事上の事由や通勤によって負傷したり、不幸にも死亡された場合等に必要な保険給付を行う制度です。
  - ・「雇用保険」は、労働者が失業した場合等に、労働者の生活や雇用の安定を図るための制度です。
- ②労働者を一人でも雇用していれば、業種や規模にかかわらず、労災保険への加入が必要です。また、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用の見込がある方は、雇用保険に加入しなければなりません。

\*労働保険の加入手続き等については、お近くの労働基準監督署又は労働保険徴収室にご相談ください。